

退職後は国民年金への加入の手続きを忘れずに！

厚生年金保険や共済組合に加入している方(第2号被保険者)が退職し、次の会社等に就職するまでの間は、国民年金第1号被保険者への加入の手続きを行い、国民年金保険料を納める必要があります。

例えば、右図のように退職後すぐに別の会社等に就職した場合でも、空白期間がある場合は、第1号被保険者となり手続きを行う必要があります。手続きを行わず、納めるべき保険料を納めなかった場合、受け取る年金額が少なくなってしまうます。

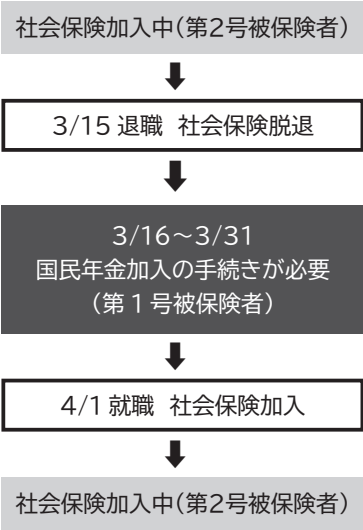
また、扶養している配偶者(第3号被保険者)がいる場合についても、第1号被保険者への変更の手続きを行い国民年金保険料を納める必要があります。そのため退職した際は忘れずに手続きを行ってください。

【被保険者の種類】

第1号被保険者…国内に住所のある20歳以上60歳未満の方で、第2号および第3号被保険者でない方

第2号被保険者…厚生年金保険や共済組合に加入している方

第3号被保険者…第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の方



○問合せ
熊谷年金事務所 048-522-5012
保険健康課 0495-77-2113
地域振興課 0274-52-3271

☆熊谷年金事務所 相談予約受付専用番号
年金事務所の相談窓口は非常に混雑しておりますので、
事前にご予約をお願いします。
予約受付専用番号 0570-05-4890

かみかわ町長コラム

東日本大震災から14年



神川町長 櫻澤 晃

2月3日(月)、宮城県南三陸町を視察しました。2011年3月11日、マグニチュード9.0、最大震度7.0の大地震が発生し、最大23.9mの津波が町を襲いました。多くの命が奪われたこの大災害を忘れず、防災の重要性を再認識する視察となりました。

研修では、当時、防災対策庁舎で町民へ高台避難を必死に呼びかけていた佐藤町長と担当者からの説明を受けました。その日の衝撃が昨日のここのように伝わり、今なお、深くつらい気持ちに心が痛みました。

南三陸町では過去の津波被害を教訓に、防潮堤の整備や定期的な防災訓練を行っていました。それでもなぜ多くの犠牲者を出してしまったのか。そこには、私たちが学ぶべき重要な教訓があります。

<防災の教訓>

- ① まずは自分の命を守ること。自分が無事でなければ他の人を助けることはできません。
- ② 大規模災害時には、「想定外」の被害を予測し、臨機応変に行動することが大切です。

神川町では津波の心配はありませんが、過去10年間で大雪や台風、降ひょうなどの被害が発生しています。日頃からあらゆる災害に対応し、命を守るためハザードマップにより避難経路や避難所の確認、備蓄等、事前にできることから実践することが重要です。

犬の飼い主は、狂犬病予防法により、年に1回狂犬病予防注射を飼い犬に受けさせる義務があります。町では下記のとおり集合注射を実施しますので、この機会に予防注射を受けましょう。

期日	時間	場所
4月10日(木)	午前10時～11時30分	神泉総合支所
	午後1時10分～2時30分	渡瀬コミュニティ集会所
4月11日(金)	午前10時～11時30分	神川町消防団第二分団車庫(青柳小学校となり)
	午後1時10分～2時30分	神川町役場公用車駐車場(北西)

【費用】

注射費用として1頭あたり3,500円(犬を新たに登録する場合は別途3,000円)

※お釣りのないようにご用意をお願いします。

【注意事項】

- 飼い犬同士のトラブル防止のため、間隔を取って並んでいただきますようご協力をお願いします。
- 動物病院で狂犬病予防注射を受けた方は、注射済の証明書を発行してもらい、防災環境課(役場2階)または神泉総合支所にて注射済票(交付手数料550円)の交付を受けてください。

資源ごみ(カン)の収集品目が変わります

ごみの分別収集にご協力いただきありがとうございます。令和7年4月から資源ごみ(カン)の収集品目が以下のように変更になります。

従来

品目	区分	具体例
カン	飲料用缶	ジュース・酒類等の缶



令和7年4月～

品目	区分	具体例
カン	飲食料用缶	ジュース・酒類等の缶・缶詰の缶・お菓子の缶など食料用に使用されていた缶

従来の飲料用缶に加え食料用缶も資源ごみとして分別収集いたします。排出方法はこれまで同様に各地域の資源ごみ収集所に収集日に設置される青のペタールボックスに入れてください。飲料用・食料用、またアルミ・スチールを分別する必要はありません。※地域によっては各地区で行っている資源回収(ドラム缶等での回収)をご利用いただくことも出来ます。

以下の缶は中身を使い切り不燃ごみとして排出してください。

- 塗料や燃料の缶
- 一斗缶
- 飲食料用以外に使用されていた缶

また、スプレー缶は不燃ごみではなく、「スプレー缶」として資源ごみの収集日に同じ収集所にある水色の籠に入れてください。